

家賃債務保証業者登録規程（国土交通大臣告示第898号）に基づく登録家賃債務保証業者の情報

○登録家賃債務保証業者の名称等

商号又は名称	新日本信用保証株式会社	個人・法人の別	法人
所在地	東京都墨田区江東橋2-19-7富士ソフトビル13F		

○登録番号等

登録番号	国土交通大臣(1)第75号		
登録日	2020年4月13日		
有効期間	起算日	2020年4月14日	
	満了日	2025年4月13日	

○法人設立及び家賃債務保証業の開始の時期

法人設立	2008年3月
家賃債務保証業の業務開始	2011年3月

○主な保証範囲及び営業地域

報告基準日	2019年3月31日										
主に提供する商品の保証範囲	■滞納賃料 ■原状回復 ■残置物撤去費用 ■訴訟費用 ■その他(早期解約違約金・変動費)										
営業地域 (都道府県)		北海道	○	東京都		滋賀県		香川県			
	○	青森県		○	神奈川県	○	京都府		愛媛県		
	○	岩手県			新潟県	○	大阪府		高知県		
	○	宮城県			富山県	○	兵庫県	○	福岡県		
		秋田県			石川県	○	奈良県		佐賀県		
		山形県			福井県		和歌山県		長崎県		
	○	福島県			山梨県		鳥取県		熊本県		
	○	茨城県			長野県		島根県		大分県		
	○	栃木県			岐阜県		岡山県		宮崎県		
	○	群馬県	○		静岡県		広島県		鹿児島県		
	○	埼玉県	○		愛知県		山口県		沖縄県		
	○	千葉県			三重県	○	徳島県				

※営業地域は、報告基準日において家賃債務保証を提供している都道府県に○を記入しているもの。